

函 子 子

令和8年（2026年）5月7日

民生常任委員会委員 各位

子ども未来部長

参考資料の配付について

このことについて下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

○ 配付資料

児童扶養手当証書の誤送付による個人情報の漏えいについて

子ども未来部子育て支援課
電話 21-3269

児童扶養手当証書の誤送付による個人情報の漏えいについて

1 概要

令和8年度の児童扶養手当額の改定に伴い、手当額に変更があった方に対し送付した児童扶養手当証書（以下「証書」という。）について、2名分を取り違えていたことが判明した。

2 経過

令和8年4月28日（火）に子育て支援課において、証書を含む手当額改定に係る関係書類を2,167通発送したが、同月30日（木）に、受給者A氏から、封入されていた証書が自身のものでなく、受給者B氏のものである旨の申出があったため、職員がB氏の自宅を訪問し郵送物を確認したところ、A氏とB氏の証書を取り違えて送付していたことが判明した。

3 誤送付した書類および記載された個人情報

児童扶養手当証書（2名分）

証書番号／氏名／生年月日／住所／手当月額／支給対象児童数／
支給開始年月日／支払い金融機関名・支店名・口座番号

4 原因

関係書類の発送にあたっては、証書の氏名と送付先を2名体制で照合のうえ封入・封緘を行っていたものの、自席での作業であったことから、電話対応等での作業中断により注意が散漫となり、照合作業が形骸化していたことが原因と考えられる。

5 本市の対応

4月30日（木）に両者から証書を回収するとともに謝罪のうえ証書を再交付した。

6 再発防止策

作業スペースを確保のうえ、証書の氏名と送付先の照合を厳格に行うとともに、個人情報の取り扱いの重要性について、改めて職員への周知徹底を図ることにより、再発防止に努める。